北労発基0912第２号

令和５年９月12日

建設業労働災害防止協会北海道支部長　殿

厚生労働省北海道労働局長

建設工事追い込み期労働災害防止運動の実施について

日頃より労働行政の推進につきましては、格別の御協力を賜り厚く御礼申し上げま

す。

さて、建設業における８月末現在（速報値）の死亡者数は、前年同期に比べ７人減

少の３人、死傷者数については前年同期に比べ21人増加の503人となっております。

本年の建設業における死亡労働災害は減少しているものの、事故の型別の災害発生状況では死亡労働災害の発生に直結しやすい「墜落、転落」によるものが32.4％と最も多く発生しております。

また、例年追い込み期に当たる10月から12月に死傷労働災害は増加する傾向にあ

り、同時期の過去５年間の死亡者数を都道府県労働局別で比較すると、北海道が突出

している状況にあります。

このため、本年度も「建設工事追い込み期労働災害防止運動実施要綱」（別添１）に

より同運動を展開いたしますので、傘下会員事業場への周知をはじめ、労働基準監督

署（支署）と連携した現場パトロール及び研修会等の実施とともに、下記事項の取組

について特段の御理解と御支援を賜りますようお願い申し上げます。

記

１　別添２のリーフレット「建設工事追い込み期労働災害防止運動」の会員への配付

等による周知

２　全ての店社・工事現場において、別添３の「懸垂幕（看板）」、別添４の「安全宣

言」の掲示又は設置併せて別添５の「懸垂幕（看板）」設置及び「安全宣言」掲示の

取組実施要領の周知

３　各分会における労働基準監督署（支署）と連携した取組の実施

４　別添６の点検表を使用した、「建設安全週間」期間中における、事業場の経営トッ

プによる現場のパトロールの実施

※「リーフレット」及び「実施要項」全文は北海道労働局のホームページからダウンロード出来ます。

【掲載場所】ホーム＞労働災害防止＞業種別の労働災害防止について＞建設業の労

働災害防止対策等について